

保険WG48-2

生命保険の セーフティネットについて

平成20年10月27日

金融庁

生命保険会社のセーフティネットについて (生命保険契約者保護機構)

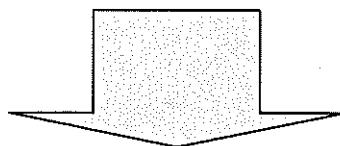
<現行制度>

セーフティネットの目的・内容

- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約者等の保護を目的
- 機構は、責任準備金の原則90%までを補償するよう、受け皿会社への資金援助等を実施

資金援助の仕組み

- 生命保険会社の拠出が基本。機構は政府保証付き(恒久措置)で資金を借入可能。
- 生命保険会社の拠出のみで対応困難な場合、平成21年3月末までは政府より補助可能



現下の厳しい金融情勢の下で、引き続き保険契約者の保護が的確に図られるセーフティネットを確保しておくことが必要。
→ 政府補助規定を平成21年4月以降も延長(平成24年3月末まで)

生命保険契約者保護機構について

1. 機構の目的

「生命保険契約者保護機構」は、万一、保険会社が破綻した場合でも、破綻保険会社の保険契約の移転等における資金援助等を行うことにより、保険契約者等の保護を図ることを目的として設立（平成10年12月1日発足）。

2. 補償限度

責任準備金（将来における保険金等の支払のために積み立てられているべき準備金）の原則90%までを補償。

（注）破綻処理の際には予定利率の引下げ等により契約条件が変更されることがある。

3. 機構の財源及び借入金

- ・ 機構の財源は、保険会社からの負担金拠出により賄われる。（機構の借入限度 4,600億円）。
- ・ 積立額なし（平成20年3月末）。

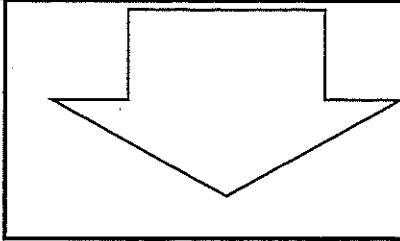
4. 公的支援

- ・ 破綻した生命保険会社の破綻処理に係る業務に要した費用の全部又は一部について、予算で定める金額の範囲内で国庫の補助が可能（平成21年3月末まで）。
- ・ 借入金について政府保証を付すことが可能。

生命保険のセーフティネットの財源について

借入限度額：4,600億円（政府保証可能）

業界負担枠
〔借入可能額〕



資金援助が業界負担枠を超えた時は政府補助が可能
〔平成18年度～20年度〕

資金援助を業界の負担のみで賄うこととなれば、生保会社の財務状況が著しく悪化し、保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に重大な支障が生じるおそれがある場合

平成20年度当初：3,592億円

借入残高
(1,008億円)

<生命保険業界は毎年460億円を拠出>

これまでの資金援助額

東邦生命	3,663億円	(11年6月)
第一生命	1,450億円	(12年5月)
大正生命	267億円	(12年8月)
千代田生命	0円	(12年10月)
協栄生命	0円	(12年10月)
東京生命	0円	(13年3月)

中川財務・金融担当大臣談話

1. 10月10日のG7では、各国があらゆる利用可能な手段を活用して断固たるアクションをとると合意し、これを5項目の行動計画にまとめた。私からは、主に、システム上のリスク回避のためいくつかの政策パッケージの中の重要な柱として、金融機関に対する公的資本注入が必要であること、IMFがこの危機に柔軟かつ積極的に対応していかねばならず、必要ならば、日本もIMFへの資金貢献を行う用意があることを申し上げた。
2. 我が国の金融システムは相対的に安定しており、セーフティネットも十分に整備されているが、最近の急激な株価下落が我が国の金融や実体経済に与える影響については、高い警戒水準の下でこれをフォローしていく。総理からのご指示を踏まえ、当面、以下の必要な対策を迅速に講ずる。
 - (1) 市場安定の観点から、自社株買い規制の緩和を直ちに実施する。
 - (2) 取引所による空売り情報開示の拡充などを早急に検討・実施する。
 - (3) 政府等が保有する株式売却について、市中売却の一時凍結を検討・実施する。また、日本銀行においても、その保有株式について同様の検討を行うことを期待する。
3. G7行動計画を具体化するための措置の一環として、地域金融の円滑化の観点から、金融機能強化法の強化・活用により、地域金融機関による中小企業金融の円滑化を図ることを早急に検討する。
また、保険契約者保護を目的とした生命保険会社のセーフティネットについて、平成21年4月以降も政府補助を引き続き可能とする措置を検討する。
4. 中小企業金融については、これまでにも中小企業庁と連携しつつ、きめ細かい実態把握に努めるなどの対応をしてきているが、この度改めて10月15日(水)に、金融機関の代表者を集めて、金融円滑化に向けた要請を行う。
今後さらに、情勢の変化があれば、適時適切に対応できるよう、常にあらゆる対応策を検討していきたい。
5. 追加の経済対策については、現在、与党内において取りまとめに向けた検討が行われているところである。政府としては、与党の対策が取りまとまり次第、それをしっかりと受け止め、対応してまいりたい。

(以上)

保険業法の一部を改正する法律案要綱

最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を図り、保険業に対する信頼性を維持することを目的とし、生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府の補助を可能とする特例措置を延長することとする。

一 政府補助の特例措置の延長

平成 21 年 3 月末までに破綻した場合の生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関しては政府補助の特例措置が設けられており、当該政府補助の特例措置を 3 年間延長することとする。(平成 21 年 4 月から平成 24 年 3 月末までの破綻に対応)
(保険業法附則第 1 条の 2 の 14 第 1 項関係)

二 その他

1. 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。 (附則第 1 項)

2. 検討

政府は、この法律の施行後 3 年以内に、生命保険契約者保護機構に対する政府の補助及び生命保険契約者保護機構による資金援助等の保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度等の実施状況、生命保険契約者保護機構の財務の状況、保険会社の経営の健全性の状況等を勘案し、生命保険契約者保護機構の資金援助等に要する費用に係る負担の在り方、政府の補助に係る規定の継続の必要性等について検討を行い、適切な見直しを行うものとする。 (附則第 2 項)



保険業法の一部を改正する法律

保険業法（平成七年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の二の十四第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後三年以内に、生命保険契約者保護機構に対する政府の補助及び生命保険契約者保護機構による資金援助等の保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度等の実施状況、生命保険契約者保護機構の財務の状況、保険会社の経営の健全性の状況等を勘案し、生命保険契約者保護機構の資金援助等に要する費用に係る負担の在り方、政府の補助に係る規定の継続の必要性等について検討を行い、適切な見直しを行うものとする。

理由

最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を図り、保険業に対する信頼性を維持するため、政府による補助を可能とする規定を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

改 正 案

附 則

（特例会員に係る資金援助等に係る政府の補助）

第一条の二の十四 政府は、生命保険契約者保護機構がその会員（平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十日までの間に第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けたものその他政令で定めるものに限る。次条第三項において「特例会員」という。）に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三

十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認める場合（政令で定める日における当該生命保険契約者保護機構の借入残高に、当該生命保険契約者保護機構が当該費用を借り入れにより賄うとした場合の当該借り入れの額として政令で定める額が当該生命保険契約者保護機構の長期的な収支を勘案して政令で定める額を超える場合に限る。）には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用（特定業務に要したものに限る。）

現 行

附 則

（特例会員に係る資金援助等に係る政府の補助）

第一条の二の十四 政府は、生命保険契約者保護機構がその会員（平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間に第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けたものその他政令で定めるものに限る。次条第三項において「特例会員」という。）に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三

十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認める場合（政令で定める日における当該生命保険契約者保護機構の借入残高に、当該生命保険契約者保護機構が当該費用を借り入れにより賄うとした場合の当該借り入れの額として政令で定める額が当該生命保険契約者保護機構の长期的な収支を勘案して政令で定める額を超える場合に限る。）には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用（特定業務に要したものに限る。）

の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

2
(略)

の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

2
(略)

保険業法の一部を改正する法律案参考条文

○ 保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

附 則

（特例会員に係る資金援助等に係る政府の補助）

第一条の二の十四 政府は、生命保険契約者保護機構がその会員（平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間に第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けたものその他政令で定めるものに限る。次条第三項において「特例会員」という。）に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認める場合（政令で定める日における当該生命保険契約者保護機構の借入残高に、当該生命保険契約者保護機構が当該費用を借り入れにより賄うとした場合の当該借入れの額として政令で定める額を加えた額が当該生命保険契約者保護機構の長期的な収支を勘案して政令で定める額を超える場合に限る。）には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用（特定業務に要したものに限る。）の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

2 前項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。